



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

統合型地理情報システムハウジング運用支援業務委託

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7072

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成18年3月14日 午前11時から

(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階108号会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午前11時

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午後3時とします。

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階106号会議室

(3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成18年3月22日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月20日（月）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の可否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県庁等警備業務委託

(2) 役務の特質

長野県庁舎の常駐警備及び機械警備並びに長野県妻科庁舎の機械警備

(3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県庁舎及びその構内（長野市大字南長野字幅下692-2）
長野県妻科庁舎（長野市大字南長野字宮東419）

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 警備業法(昭和47年法律第117号)第4条の規定による長野県公安委員会の認定を受けている者又は同法第9条の規定による届出書の提出を同公安委員会に行った者で、長野県内に営業所を有する者であること。
- (5) 警備業法第40条の規定による機械警備業務に係る届出書の提出を行った者であること。
- (6) 過去に延床面積3,000㎡以上の建物において、同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部管財課
電話 026(235)7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月27日 午前10時30分
ただし、本契約に係る予算の議決が3月27日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前10時30分とします。
イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月17日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項

各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
平成18年度長野県庁エレベーター等保守業務委託
 - (2) 役務の特質
長野県庁のエレベーター及びダムウェーターの保守業務(フルメンテナンス)
 - (3) 履行期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
 - (4) 履行場所
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県庁舎
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- ## 2 入札に参加する者に必要な資格
- 次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格

(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 本業務を履行するに当たり、現場作業員を管理監督できる昇降機検査資格者を配置できる体制があること。
- (5) 専門技術者を終日待機させ、緊急時の出勤要請に対し原則20分以内に到着できる体制が整備されている者であること。
- (6) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (7) 過去に同規模のエレベーターで、同種の業務契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026 (235) 7045

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年3月27日 午前9時30分
ただし、本契約に係る予算の議決が3月27日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日)の午前9時30分とします。
イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室
- (3) 郵便入札の可否
郵便による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月17日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務
長野県立病院診療情報管理業務委託
- (2) 役務の特質
長野県立須坂病院、長野県立木曾病院、長野県立こども病院及び長野県立阿南病院の診療情報管理業務
- (3) 履行期間
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 履行場所
須崎市大字須坂1332 長野県立須坂病院
木曾郡木曾町福島6613-4 長野県立木曾病院
安曇野市豊科3100 長野県立こども病院
下伊那郡阿南町北条2009-1 長野県立阿南病院

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当することとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 最近の過去5年間に、300床以上の病院を含む複数の病院において、2年以上診療情報管理業務又は医事事務の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- (5) 診療情報管理士を雇用している者又は平成18年4月以降に診療情報管理士の資格取得見込みのある者の雇用を予定している者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2
 長野県衛生部県立病院課
 電話 026 (235) 7143 内線 2625

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月23日 午後13時30分

ただし、本契約に係る予算の議決が3月23日以降になった場合は、その議決のあった日の翌日（その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その日の直後の月曜日）の午後13時30分とします。

イ 場所 長野県庁 議会増築棟502号会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成18年3月15日（水）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

県立病院課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務

長野県犬等収集輸送業務委託一式

- (2) 役務の特質

保健所に収容した犬等の収集及び犬等管理所への輸送

- (3) 履行期間

平成18年4月1日から平成19年3月31日まで

- (4) 履行場所

別表のとおり

- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第3条の規定による長野県内における一般貨物自動車運送事業の許可を受けた者であること。

- (5) 仕様書に定める輸送用設備を搭載した車両を有する者であること。

3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部食品環境課乳肉衛生ユニット

電話 026 (235) 7154

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年3月29日（水） 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎302号会議室

- (3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を平成18年3月17日（金）午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開

札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) 本件入札は、本契約に係る予算が議会で可決され、平成18年4月1日以降で当該予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じます。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

(別表)

名 称	所 在 地
長野県佐久保健所	佐久市跡部 65-1 長野県佐久合同庁舎
長野県上田保健所	上田市材木町 1-2-6 長野県上田合同庁舎
長野県諏訪保健所	諏訪市上川 1-1644-10 長野県諏訪合同庁舎
長野県伊那保健所	伊那市大字伊那 3497 長野県伊那合同庁舎
長野県飯田保健所	飯田市追手町 2-678 長野県飯田合同庁舎
長野県木曾保健所	木曾郡木曾町福島 2757-1 長野県木曾合同庁舎
長野県松本保健所	松本市大字島立 1020 長野県松本合同庁舎
長野県大町保健所	大町市大字大町 1058-2 長野県大町合同庁舎
長野県長野保健所	長野市大字中御所字岡田 98-1
長野県北信保健所	飯山市大字静岡字町尻 1340-1
長野県北信保健所 中野支所	中野市中央 1-4-19
長野市保健所	長野市若里 6-6-1
長野県東信犬等管理 所	小諸市大字甲 1891-1
長野県南信犬等管理 所	上伊那郡箕輪町大字中箕輪 14613-279
長野県中信犬等管理 所	安曇野市温 1296
長野県北信犬等管理 所	上高井郡高山村大字高井 5909-2

食品環境課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月6日

長野県知事 田 中 康 夫

1 申請のあった年月日

平成18年2月22日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人福祉サポートセンターアルプス

3 代表者の氏名

保 科 とひ江

- 4 主たる事務所の所在地
塩尻市大門一番町15番22号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、住慣れた地域に住む人々特に高齢者、障害者、子育て者（出産前より）、青少年に対し自立した生活をしていく事が出来る社会の実現のため自立支援、介護、家事援助等の事業を行い、それに関わる人材の育成をし活力のある優しい社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年2月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人アイネットSAKUMA
- 3 代表者の氏名
鹿川志保
- 4 主たる事務所の所在地
長野県松本市大字芳川小屋508番地3
- 5 定款に記載された目的
この法人は、地域住民の方々と連携しながら、保健・医療・福祉の増進を図ると共に、子どもの健全育成を図る。その中から福祉施設等に対する福祉サービス第三者評価事業、福祉サービスで働く方々への人材育成事業、また各種の福祉に係る相談事業等を行うことにより、福祉サービスの質的向上を図ると共に、住民の一人一人の幸せが実現できる事を目指すことにより、地域社会に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野銀座A-1地区
長野市大字鶴賀字清水田1200-3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野市問御所町市街地再開発組合

長野市問御所町1201

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年10月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
4,558平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 429台
(2) 駐輪場の収容台数 444台
(3) 荷さばき施設の面積 84平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 38立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
未定	午前9時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	利用可能時間帯
1	24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所

- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばき可能時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	

- 8 届出年月日
平成18年2月13日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間
平成18年3月6日から平成18年7月6日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
長野銀座D-1地区
長野市大字鶴賀字清水田1170-17ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
長野D-1再開発㈱
長野市吉田2-24-11
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
未定
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成18年10月14日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
2,196平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数 429台
- (2) 駐輪場の収容台数 300台
- (3) 荷さばき施設の面積 215平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 27立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
未定	午前9時	午後11時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

番号	利用可能時間帯
1	24時間

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 2か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

番号	荷さばき可能時間帯
1	午前6時から午後9時まで
2	

- 8 届出年月日
平成18年2月13日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課
- 10 縦覧の期間
平成18年3月6日から平成18年7月6日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県商工部産業政策課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業政策課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アックスオークサ佐久町店
南佐久郡佐久穂町宿岩387-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所
阿部 赳 南佐久郡佐久穂町宿岩10
阿部 とり 南佐久郡佐久穂町宿岩10
- 3 廃止前の店舗面積の合計
1,499平方メートル
- 4 廃止後の店舗面積の合計
0平方メートル
- 5 廃止した日
平成14年6月30日

産業政策課

公告

東筑摩郡筑北村における県営筑北地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年2月13日行いました。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

農村整備課

公告

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第29条第1項の規定により、須坂市郷原土地区画整理組合の理事について、次のとおり就任の届出がありました。

平成18年3月6日

長野県知事 田中康夫

氏名	住所
丸山 幾夫	須坂市大字日滝230番地
町田 一男	須坂市大字日滝645番地
北澤 正啓	須坂市大字日滝159番地
須々木 健	須坂市大字日滝187番地6
田中 秀人	須坂市大字日滝202番地6
市川 久雄	須坂市大字日滝187番地3
北澤 芳躬	須坂市大字日滝153番地
峯村 元勝	須坂市大字日滝949番地の1

都市計画課